

## 渋谷実議員に対する懲罰の動議

渋谷実議員が行った議会の品位を汚す一般質問に対して、次の理由により「公開の議場における陳謝」の懲罰を科されたい。

(理由)

平成 24 年 10 月 4 日、埼玉県議会 9 月定例会議会一般質問 5 日目、渋谷実議員が行った議会の品位を汚す一般質問は、地方自治法第 132 条並びに埼玉県議会会議規則第 69 条に違反するものであり、よって地方自治法第 134 条並びに第 135 条、埼玉県議会会議規則第 75 条に基づき、「公開の議場における陳謝」を求めるものである。

渋谷実議員が行った一般質問の内容については、私憤を一般質問の争点の主題としており、これらは地方自治法第 132 条の品位の保持に対する違反であり、議会の秩序と品位を汚したことから埼玉県議会会議規則第 69 条にも違反するものである。

埼玉県議会議員政治倫理綱領に定める「われわれは、県民の代表として、県民の全体の利益の実現をめざして行動することを本旨とし、特定の利益の実現を求めて公共の利益をそこなうことがないよう努めなければならない」との記述にも違反するものである。

今回の議員の一般質問は、埼玉県議会の品位を著しく汚し、信頼を損ねた責任は極めて大きいものがある。

以上、地方自治法第 135 条第 2 項及び埼玉県議会会議規則第 75 条第 1 項の規定により、動議を提出する。

平成 24 年 10 月 5 日

埼玉県議会議長 小島信昭 様